

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	北広島市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北広島市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務においては、コンピュータへのログインを職員の生体認証によって行っており、なりすましによるシステム不正操作ができないよう対策を講じている。  
システム利用者の操作権限を個別に管理することで不要な情報へのアクセスを防止するとともに、操作ログの保存により不正利用が疑われる際の追跡調査を可能としている。

## 評価実施機関名

北海道北広島市長

## 公表日

令和3年8月30日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	予防接種に関する事務
事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務            予防接種の実施事務            予防接種にかかる実費徴収事務            予防接種実施の記録及び保存に関する事務            予防接種による健康被害救済に関する事務            新型インフルエンザの予防接種に関する事務            ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務            予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供事務            予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
システムの名称	健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条 ・番号法別表第1項番93の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt; 選択肢 &gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)； ・番号法別表第2項番115の2(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の至急に関する事務であって主務省令で定めるもの」、または「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17、18、19の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉部健康推進課
所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部行政管理課 〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 (代)011-372-3311 内線3502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康推進課健康推進担当 北広島市中央4丁目2番地1 (代)011-372-3311 内線1205

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和3年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る根拠
	.7 請求先	内線766	内線3502	事後	
	.5 所属長	健康推進課長 及川 幸紀	健康推進課長	事後	
	.8 連絡先	内線807	内線1205	事後	
令和2年8月20日	.7 請求先	061-0092	061-1192	事後	
令和2年8月20日	.1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	令和2年7月1日	事後	
令和2年8月20日	.2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日	令和2年7月1日	事後	
令和2年1月27日	.1 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年1月27日	事前	
令和2年1月27日	.2 いつ時点の計数か	令和2年7月1日	令和3年1月27日	事前	
令和2年1月27日	.1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務                      予防接種による健康被害救済に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務                      予防接種による健康被害救済に関する事務                      新型コロナウイルスの予防接種に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	
令和2年1月27日	.3 個人番号の利用法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）                      第9条第1項、別表第一の10の項                      2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の1の主務省令で定める命令（別表第一令令）（平成26年内閣府「総務省令第5号」）第10条</p>	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）                      第9条第1項、別表第一の10の項                      2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一令令）（平成26年内閣府「総務省令第5号」）第10条                      番号法別表第1項第83の2</p>	事前	
令和2年1月27日	.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二                      別表第二における情報提供の根拠（なし）                      予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p> <p>別表第二における情報提供の根拠                      第一欄（情報提供先が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、または「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、が含まれる項（17、18、19の項）</p>	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二                      別表第二における情報提供の根拠                      番号法別表第二項第115の2                      別表第二における情報提供の根拠                      第一欄（情報提供先が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、または「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、が含まれる項（17、18、19の項）</p>	事後	
令和2年7月20日	.1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務</p> <p>予防接種による健康被害救済に関する事務                      新型コロナウイルスの予防接種に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務                      予防接種による健康被害救済に関する事務                      新型コロナウイルスの予防接種に関する事務</p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務                      予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	
令和2年7月20日	.1 特定個人情報ファイルシステムの名前	健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和2年1月20日	.3 個人番号の利用法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）                      第9条第1項、別表第一の10の項                      2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一令令）（平成26年内閣府「総務省令第5号」）第10条                      番号法別表第1項第83の2</p>	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）                      第9条第1項、別表第一の10の項                      2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（別表第一令令）（平成26年内閣府「総務省令第5号」）第10条                      番号法別表第1項第83の2                      番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二                      別表第二における情報提供の根拠（照会）                      番号法第19条第5号（委託先への提供）</p>	事後	
令和2年8月20日	.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二                      別表第二における情報提供の根拠                      番号法別表第二項第115の2                      別表第二における情報提供の根拠                      第一欄（情報提供先が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、または「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、が含まれる項（17、18、19の項）</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二                      別表第二における情報提供の根拠                      番号法別表第二項第115の2                      別表第二における情報提供の根拠                      第一欄（情報提供先が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、または「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）、の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。）、が含まれる項（17、18、19の項）</p>	事前	
令和2年8月20日	.1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務</p> <p>予防接種による健康被害救済に関する事務                      新型コロナウイルスの予防接種に関する事務</p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務                      予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、接種情報の管理、実費の徴収、予防接種記録の作成及び保存等事務を行っている。また、予防接種による健康被害が発生した場合に対して給付等事務を行っている。</p> <p>北広島市では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種対象者の把握及び管理事務                      予防接種の実施事務                      予防接種にかかる実費徴収事務                      予防接種実施の記録及び保存に関する事務                      予防接種による健康被害救済に関する事務                      新型コロナウイルスの予防接種に関する事務</p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録事務                      予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供事務</p> <p>予防接種の実施後、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	